

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程の一部改定について

事由

投稿原稿の文献と注の記載について、文献と注のどちらも学術分野によって記載方式を選択できる内容になっていたものを注のみ選択できる内容に改めた。

新旧対照表

新	旧
新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程 (原稿の執筆)	新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程 (原稿の執筆)
第7条 (略)	第7条 (略)
	<u>九、文献および注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。</u>
九、文献の記載は、本文の最後に引用順に一括する（原則「バンクーバー方式」に準ずる）。	十、文献の記載は、本文の最後に引用順に一括する（原則「バンクーバー方式」に準ずる）。
① 文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『、他』とする。英文の場合は、『, et al』とする。記載方法は以下の例に従う。	① 文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『、他』とする。英文の場合は、『, et al』とする。記載方法は以下の例に従う。
② 文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に1), 1-5), 1,3-5)のように、片括弧を付した算用数字を記入する。	② 文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に1), 1-5), 1,3-5)のように、片括弧を付した算用数字を記入する。
③ 雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。	③ 雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。
④ 文献の表記は、原則として次の様式に従う。 雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年; 巻(号): 頁-頁.	④ 文献の表記は、原則として次の様式に従う。 雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年; 巻(号): 頁-頁.
1) 緒方泰子, 永野みどり, 福田敬, 橋本廸生. 病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連. 日本公衆衛生雑誌. 2011; 58(6): 409-419.	1) 緒方泰子, 永野みどり, 福田敬, 橋本廸生. 病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連. 日本公衆衛生雑誌. 2011; 58(6): 409-419.
2) Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al. Reregulating breadwinner models in socially	2) Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al. Reregulating breadwinner models in socially

conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. Social Politics. 2002; 9(1): 29-59.

単行書 著者名. 書名. 編者名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

3) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 103. 京都: ミネルヴァ書房; 2007.

4) Sen AK. Collective choice and social welfare. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.

訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

5) Oleckno WA. 柳川洋, 萱場一生. しつかり学ぶ基礎からの疫学: basic learning and training. 135. 東京: 南山堂; 2004.

ウェブページ 著者名. ページ名. <URL>. 閲覧西暦年月日.

6) 厚生労働省. 平成 24 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info03_h24.html>. 2014 年 8 月 31 日.

十、注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。注の記載を選択した場合は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

①注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注 1)、注 2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。

②注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十一、付記の取扱いは、次の例による。

① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。

② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞

conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. Social Politics. 2002; 9(1): 29-59.

単行書 著者名. 書名. 編者名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

3) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 103. 京都: ミネルヴァ書房; 2007.

4) Sen AK. Collective choice and social welfare. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.

訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

5) Oleckno WA. 柳川洋, 萱場一生. しつかり学ぶ基礎からの疫学: basic learning and training. 135. 東京: 南山堂; 2004.

ウェブページ 著者名. ページ名. <URL>. 閲覧西暦年月日.

6) 厚生労働省. 平成 24 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info03_h24.html>. 2014 年 8 月 31 日.

十一、注の記載は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

①注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注 1)、注 2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。

②注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十二、付記の取扱いは、次の例による。

① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。

② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞

等にその旨を記載する。

十二、本誌ではダブル・ブラインド制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測されにくいように配慮する。

② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わず、採択後の完成原稿に記す。

③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十三、カバーシートには、次の内容を記載する。

① 論文の表題（和文および英文）

② 欄外見出し（和文および英文）

③ 著者名（和文およびローマ字）

④ 所属機関名

⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）

⑥ 図、表および写真それぞれの枚数

⑦ 希望する原稿の種類

⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分 50 部を除く）

⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス

⑩ 英文校閲を証明するサイン

⑪ 倫理審査の必要性の有無

十四、要旨は、和文については 400 字程度、英文については 200 ワード程度で作成するものとする。なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396 字）、（190 words））。

（略）

附 則

この規程は、平成20年12月 1 日から施行する。

等にその旨を記載する。

十三、本誌ではダブル・ブラインド制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測されにくいように配慮する。

② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わず、採択後の完成原稿に記す。

③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十四、カバーシートには、次の内容を記載する。

① 論文の表題（和文および英文）

② 欄外見出し（和文および英文）

③ 著者名（和文およびローマ字）

④ 所属機関名

⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）

⑥ 図、表および写真それぞれの枚数

⑦ 希望する原稿の種類

⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分 50 部を除く）

⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス

⑩ 英文校閲を証明するサイン

⑪ 倫理審査の必要性の有無

十五、要旨は、和文については 400 字程度、英文については 200 ワード程度で作成するものとする。なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396 字）、（190 words））。

（略）

附 則

この規程は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附 則 この規程は、平成22年12月17日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年7月27日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年9月28日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年2月15日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年5月16日から施行する。 附 則 この規程は、平成29年2月13日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年9月25日から施行する。</u>	附 則 この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附 則 この規程は、平成22年12月17日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年7月27日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年9月28日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年2月15日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年5月16日から施行する。 附 則 この規程は、平成29年2月13日から施行する。
--	--